医者も知らない平穏死

連載㉞

〈長尾和宏〉長尾クリニック院長。日本尊厳死協会副理事長。著書に『平穏死』10の条件」など。

自分の意思を伝えられなくなった時のために

認知症や老衰の末期になると、自分の意思を周囲に伝えることができなくなります。平穏死を望む高齢者の方からよく受ける質問は、「家族は私に代わって、延命治療を拒否してくれるでしょうか？」ということ。

「リビング・ウイルを表明しておくといいよ」と、私はアドバイスします。以前にも紹介したことがありますが、リビング・ウイルとは、生きているうちに自分の延命治療に関する意思を表明することで、いわば、生前の遺言です。

私が副理事長と関西支部長を務める「日本尊厳死協会」という社団法人が「リビング・ウイルカード」を発行しています。このカードを医療機関の初診時に提示すれば、もし意思表示できなくなっても、自分の意思を医療者に伝えることができます。

また、「延命治療を拒否する」という希望を書面にまとめておく、エンディングノートをつけるなど、ほかにも方法があります。この場合、大事なのは、自分が望む最期の迎え方をあらかじめご家族にしっかりと伝えておくこと。認知症や老衰の終末期では、延命治療に対してYESかNOか言えるのは、ご家族だけなのです。

3年前にお母さん（享年87）を自宅でみとったCさんが、こんなことをおっしゃっていました。

「母は70歳を越えたあたりから、何度も〈人工呼吸器や胃ろうはやめてね。自然に逝かせてね。もし心臓が止まっても、それが寿命なんだから、救急車を呼ばないで。心臓マッサージはごめんだからね〉と言っていました。聞いた時は、〈不吉なことを言うな〉と思っていたけど、母の言葉がなければ、延命治療を拒否する勇気がなかった」

当時、お母さんは医師から胃ろうを勧められたのですが、Cさんが断固拒否しました。それを親戚から責められた時は、お母さんの希望を伝え、説得したのでした。

お母さんとの経験から、Cさんは、常にリビング・ウイルカードを携帯しているそうです。

（写真はイメージ）